

# 英国のEU離脱

## 英・EU間の交渉の現状と見通し

平成30年11月

欧州連合日本政府代表部



## 離脱交渉の現状

- ◆ 欧州連合条約第50条に基づき英国のEU離脱は2019年3月30日に発効（離脱協定が批准されず、合意不成立（ノーディール）となっても離脱自体は発効。）。
- ◆ 上記期日までに英EU双方の議会承認等を終了させることを目標に行われてきた交渉は、**2019年11月14日、①離脱協定案（アイルランドに係る議定書を含む。）と②将来関係に関する政宣宣言の骨子について交渉官レベルで合意（英国閣議でも承認）。**
- ◆ 今後、**離脱発効の日までに、EU、英国双方の議会において離脱協定発効のための手続を完了させる必要があるが**、以下のとおり見通しは不透明。
  - EU、英国ともノーディールの危険性を引き続き認識。慎重なプロセス管理を意識するとともに、緊急対応計画を準備。

### 離脱協定交渉

**離脱協定：秩序ある英国の離脱に不可欠とされる事項について規定（移行期間は離脱協定の一部）。**

- 下記の様に同協定の内容（次項参照）に不満を持つ英国下院議員は多く、今後、同協定案が**英国議会（下院）の過半数の賛成を得て承認されるかどうか**が最大の焦点。

「英国は移行期間中、財政負担を続けなければならない」「英国はEU法に拘束され続ける。主権を回復したとは言えない」「EUの同意なしに英国はバックストップを終了させられない」「離脱協定は英国内に境界を創り出す」「EU司法裁判所が英国において引き続き管轄権を有する」等

（出典：European Research Group）

### 将来関係協議

**将来関係に関する共同政治宣言：移行期間後の英EU関係の大枠を規律（正式交渉は離脱後にのみ可能）**

- 11月25日予定されている臨時欧州理事会で、EU側では、上記骨子を基礎とした共同政治宣言案が採択される見通しだが、離脱協定の内容に不満を持つ英国議会との関係で**今後さらなる調整が必要となる可能性も**。



## 合意された離脱協定案及び政治宣言骨子の主な内容

### 離脱協定案

#### 前 文

#### 第一部 共通規則

離脱協定の規定が私人に対して直接効果を有すること，同協定の解釈が移行期間終了までのEU司法裁判所（CJEU）の判例に拘束されること，同協定上の「**EU法**」には**移行期間終了までになされた改正等を含む**ことなどを規定。

#### 第二部 市民の権利

移行期間終了までにEU又は英国に居住する英国国民又はEU市民は，引き続きEU法の下での**人の移動の自由を享受**することなどを規定。

#### 第三部 離脱規定

（物品）移行期間終了までにEU法に従って市場に流通した物品には，**引き続きEU法が適用**されることなどを規定（ただし，動物及び動物製品等を除く。）。  
（知的財産権）移行期間終了までに，EU法に従って登録された商標・意匠等は，**英国国内法により**，引き続き英国内で保護されることなどを規定。  
（個人情報）移行期間終了までにEU法に従って加工された個人情報には，**EUと英国との間で「十分性認定」が合意されるまで**，英国内で引き続きEU法が適用されることなどを規定。

#### 第四部 移 行

**移行期間中の英国にはEU法（国際約束を含む）が引き続き適用**されること，**移行期間は2020年12月31日に終了**するが，**合同委員会の決定により**20XX年12月31日まで（今後，合意予定）**移行期間を延長**を**できる**ことなどを規定。

#### 第五部 財政規定

**英国は2019年及び2020年のEU予算を引き続き支払う**こと，ECB（欧州中央銀行）から脱退することなどを規定。

#### 第六部 制度・最終規定

移行期間の終了から8年間，**CJEUがEU法の解釈に権限**を有すること，離脱協定の実施のために**合同委員会**が設置されること，合同委員会における協議で解決しない紛争は仲裁に付託されることなどを規定。



## 合意された離脱協定案及び政治宣言骨子の主な内容

### アイルランド及び北アイルランドに関する議定書(バックストップ案)

アイルランド島における**目に見える国境（ハードボーダー）回避**のため、**移行期間終了時まで**に**将来関係に関する協定が適用されない場合に備えた保険**としてのバックストップ案。

【主な要素】

- ◆ **EU英単一関税領域**：EU関税領域と英間税領域で構成される，関税なし，数量制限なし，原産地証明検査なしの単一の関税領域。英国は通商政策を，必要な範囲において**EU共通通商政策に調和させる義務を負う**。
- ◆ **公正な競争条件（LPF）**：単一関税領域内（=EU及び英領土全体）において，国家補助，競争，課税，環境，労働・社会権に関するLPFを実現。
- ◆ **EU関税法典**：物品の自由な移動に関するEU関税法典を**北アイルランドに適用**。
- ◆ **規則的整合性**：北アイルランドを，ハードボーダー回避に不可欠な一定のEU単一市場規則と整合させる。

※離脱協定にはこのほか、キプロスにおける英主権基地領域に関する議定書及びジブラルタルに関する議定書が付属。

### 将来関係に関する政治宣言骨子

#### ◆ 経済パートナーシップ

物品に関する**自由貿易地域**を創設（LPFの確保を含む）。**EU英単一関税領域に基づく野心的関税取決め**（関税，手数料，数量制限なし）と**規則的整合性**の確保。国家補助，競争，社会・雇用基準，環境基準，気候変動，税制における**LPFの実現**。

#### ◆ 安全保障パートナーシップ

法執行・刑事司法共助における包括的，緊密かつバランスの取れた協力（EUの法秩序の一体性を尊重）と外交，安全保障・防衛における緊密，柔軟かつ拡張可能な協力。



## 今後の交渉の見通し 考えられるシナリオ

英国のEU離脱後の影響・変化大

よりハードなブレグジットの可能性

### シナリオ 1 ノーディール

離脱協定が発効しないまま、2019年3月30日に離脱発効  
→ 英議会による英EU交渉結果不承認による時間切れ等。

### シナリオ 2 交渉期限延長

離脱協定が発効せず、再交渉のために交渉期限延長  
→ 欧州連合条約第50条に基づく加盟国の全会一致による延長（明年欧州議会議員選挙の被選挙権等の問題あり。EU側は、離脱協定再交渉のための延期の可能性を否定。欧州議会選挙までの1か月程度の短期ならあり得る?）

### シナリオ 3 離脱協定発効

離脱協定発効（アイルランドに係る議定書含む）  
→ 移行期間中に将来関係について交渉を継続。

よりソフトなブレグジットの可能性

### シナリオ 4 ノーブレグジット

何らかの英国国内事情による英国による離脱撤回  
→ 撤回期限は2019年3月29日。それ以降はEU新規加盟手続きが必要。  
→ 国民投票実施のためには一定の準備期間が必要？

英国のEU離脱による影響・変化なし

- シナリオ2, 3は移行期間あり。移行期間終了時までに将来関係に関する交渉が妥結しない場合、移行期間の延長も可能（2020年7月1日までに、20XX年12月31日までの移行期間延長に合意。）。延長されない場合はバックストップ案が適用される。



## 今 日本企業にとって必要なこと

**合意不成立（ノーディール）の可能性が少しでもある現状においては、それに備え、英国のEU離脱による影響を最小限にとどめるための準備が必要。**

（参考）

### 欧州委員会による「英国のEU離脱準備グループ」の設置

- ◆ 欧州委員会事務総局内に「英国のEU離脱準備グループ」を設置。
- ◆ 英国のEU離脱に伴って必要となるEU規則改正，手続きの変更等を検討・準備し，欧州委員会ホームページに**ステークホルダー向け文書**として公表。

### 欧州委員会によるステークホルダー向け文書の公表

- ◆ 欧州委員会は，以下のホームページに，主に英国のEU離脱に伴って必要となる手続きの変更等について，ステークホルダーの注意を喚起する文書を定期的に掲載。  
URL:[https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness_en)
- ◆ 対象となる分野は；法制度，情報，工業品，運輸，知的財産権，農林水産業・食品，医療・医薬品，税務・関税，環境，金融，消費者保護，エネルギー，人の移動等。
- ◆ これらの文書は，2019年3月30日以降，原則として（別途の合意がなされない限り），EU法は英国に適用されなくなり，それによって影響を受けるのは各国政府だけではないことを注意喚起。

### 欧州委員会による緊急対応計画の公表

- ◆ 2018年11月13日，欧州委員会は，通常の離脱準備に加えて，交渉がノーディールとなった場合に備える緊急対応計画を公表。
- ◆ 特にEU市民及び企業への影響が大きい分野として，**市民，サービス，航空交通，道路交通，税関，SPS，個人データ，気候政策**の8つを挙げ，早急な対策が必要としている。

